

## Ⅲ サブWG検討結果2：港湾統計〈2〉

平成27年5月15日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

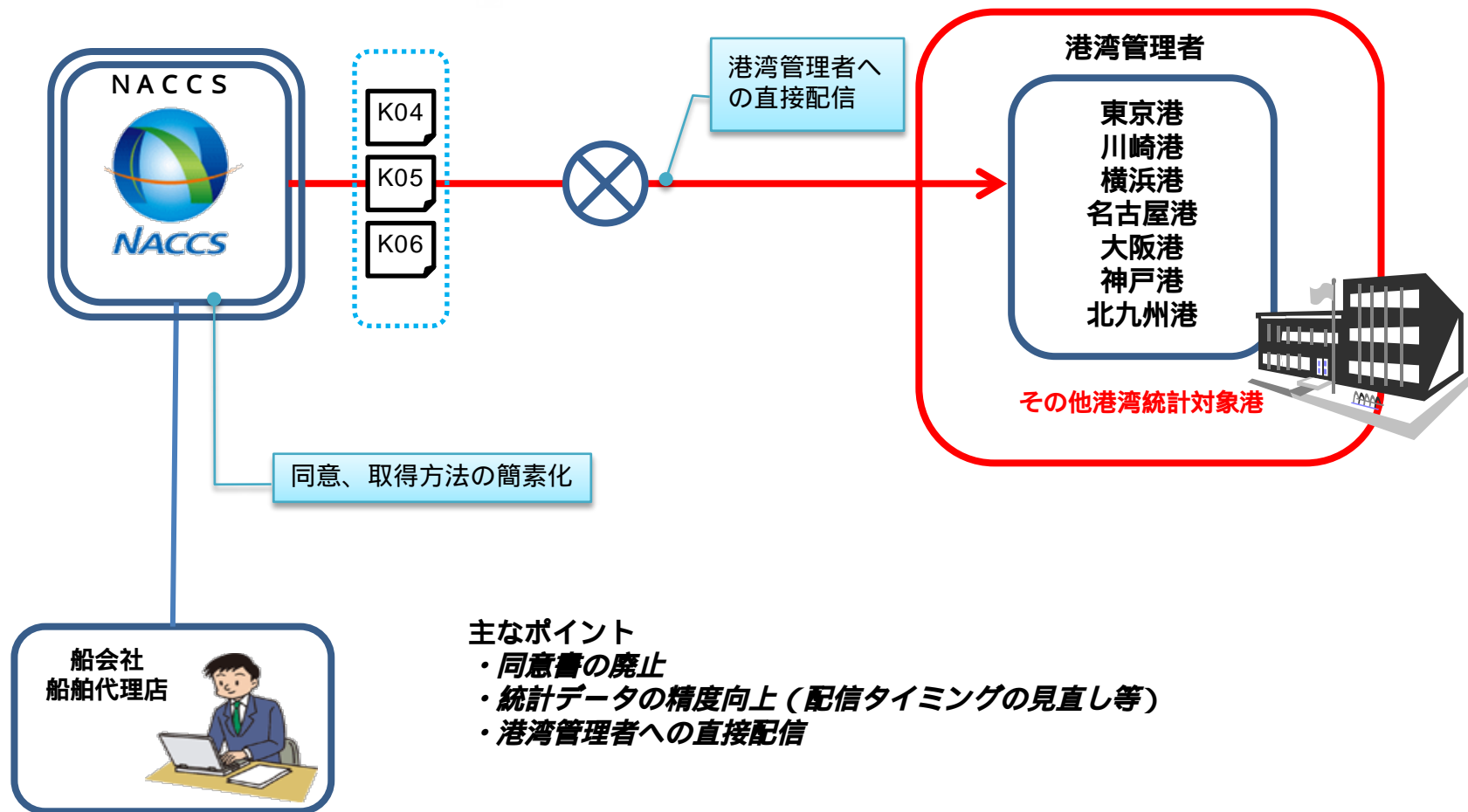
# 1. 港湾統計作成データに係る検討課題について（第11回合同WG提案済み）

NACCSが配信している「港湾統計作成用データ」の提供方法について、第6次NACCSからは港湾管理者への直接配信に変更し、併せてデータの精度向上等の改善を実施する。

区 分	概 要
1. 個別検討事項	港湾統計作成用データの提供方法等の変更
2. 現行仕様	<ul style="list-style-type: none"><li>・船会社・船舶代理店がNACCSへ登録したデータを基に、港湾統計作成用データとして管理資料情報（「K04 輸入貨物データ」「K05 輸出貨物データ」「K06 仮陸揚貨物データ」）を作成している。</li><li>・上記管理資料は、関係者の同意を得たうえで、「みなと総合研究財団（WAVE）」経由で港湾管理者（7港湾）へ提供を行っている。</li></ul>
3. 見直しの経緯 （利用者の要望等）	<p>WAVE 経由による提供を廃止することにより、NACCSと個別に接続する外部システムの対象が減少することとなり、運用・管理に要する経費の負担軽減、また、システム的にもリスク低減に繋がることとなる。</p> <p>管理資料情報（港湾統計作成用データ）について、港湾管理者から収集条件等の一部見直しについて要望がある。</p>
4. 次期仕様	<p>港湾統計用データの提供方法について、港湾管理者に対し直接提供する方法を採用する。また、現行対象港以外の港湾における利用についても検討する。</p> <p>管理資料情報（港湾統計作成用データ）の収集条件等について検討を行い、データの精度向上を実現する。</p>

## 2. 港湾統計作成データの提供方法の変更について（第11回合同WG提案済み）

### 次期における港湾統計配信イメージ図



### 3. 港湾統計作成データにかかる収集条件の見直し(1)

港湾統計サブWGにて、港湾管理者等からの要望事項に係る検討結果は以下のとおり。

課題	要望の概要	検討結果	可否	WG
1. 貨物量の桁ずれ	「輸入貨物情報訂正(SAI)」業務等によって訂正された情報は港湾統計データに反映していない。	SAI業務等の貨物訂正業務を実施した際、当該訂正内容を管理資料に反映する。		第11回
2. 品目の不適切な入力及び品種コードの漏れ	代表品目番号及び港湾統計用品目番号に入力漏れが多い。また、品目には品種コードを特定する事ができないような文字列が入力されている。	輸出については、少額申告の場合で代表品目が入力された場合に管理資料に反映する。 輸入については、AMRで登録された品目コードを管理資料に反映する(ただし、在来貨物、PLコンテナはAMR対象外)。		第11回
3. 同意書の入手	同意書がなければ配信できない。	現在同意されている利用者については、新たに同意を得ることはしないこととする。新規に利用者となる船会社、船舶代理店からの同意の意思表示は、簡素に行えるよう検討を行う。		第11回
4. 港情報の漏れ	NACCSで入力される港情報と、港湾統計で必要な港情報の定義が異なっている。	輸入空コンテナについてはMFR業務により登録された船積港等(任意項目)を反映する。 なお、輸出空コンテナについては、利用者側への影響が大きいため現状通りとする。	一部	第17回
5. 仕出港コードの配信について	配信されている港湾統計データには、仕出港の情報が配信対象となっていないため、トランシップなどの情報を把握することができない。	「出港前報告(AMR)」業務及び「出港前報告訂正(CMR)」業務により登録された仕出港コードを反映する(ただし、在来貨物、PLコンテナはAMR対象外)。		第17回
6. 空コンテナの漏れ	空コンテナについては、登録が必ずしも実施されていない。	空コンテナの仮陸揚処理の追加に伴い、品名・代表品目番号・港湾統計用品目番号を固定値として下記の管理資料に反映する。 ・「港湾統計用輸入貨物データ(K04)」 ・「港湾統計用仮陸揚貨物データ(K06)」		第17回

### 3. 港湾統計作成データにかかる収集条件の見直し(2)

課題	要望の概要	検討結果	可否	WG
7. 実入りコンテナが空コンテナとして配信	「CY搬入情報訂正(CYC)」業務において「マニュアル輸出許可済貨物」で登録されたコンテナは貨物情報とリンクしていないため情報が収集できない。	利用者への影響が大きく、システム対応は難しいことから現状どおりの配信とし、精度向上のため各港において利用者へ協力を求める。	×	第11回
8. コンテナ管理者の空白が多い	「船積情報登録(CLR)」業務において、積コンテナリスト提出不要なコンテナ(SOCコンテナ等)を登録する場合、コンテナ特例法に基づくコンテナ管理者の入力は不要でありその入力を不可としているため、港湾統計データへの編集時に空白となる。	システムでの対応が難しいため、現状どおりの配信とする。 NACCSデータとマニフェスト(紙)の突き合わせは、船会社コードにより運送者の特定が可能。	×	第11回
9. 実入りコンテナの容積トン(m <sup>3</sup> )が未入力	CYC業務において「マニュアル輸出許可済貨物」で登録されたコンテナは貨物情報とリンクしていないため、情報が収集できない。	利用者への影響が大きく、システム対応は難しいことから現状どおりの配信とし、精度向上のため各港において利用者へ協力を求める。	×	第11回
10. 配信漏れデータ	輸出及び仮陸揚データにおいては、船会社による「船積確認登録(CCL)」業務時点で収集対象となるが、CCL業務がシステム上は必須業務ではないため、CCL業務が行われないケースがあると想定される。	システム対応は難しいことから現状どおりの配信とする。	×	第11回
11. 内航船のFEEDER輸送について	内航船のFEEDER輸送について、コンテナ船明細書を毎月港湾管理者へ提出している。NACCSの情報を活用できればこの作業を省略できるのではないか。	システム改修費用の発生、また、各港運用が異なるため必要な情報を網羅することが困難であることから、実施しないこととする。	×	第11回